

中津市福祉の里づくりサポーター事業に関するQ&A②

(問) 「寄り合いの家」や「給食ボランティア」での活動において、当日活動を行うために、前日に調理する食材をスーパーへ買い物に行く行為は、サポーター活動の評価の対象となるのか？

(答)

対象となりません。

(問) 現在、中津市社会福祉協議会のボランティア保険に加入をしてボランティア活動を行っている。しかし、その保険はサポーター事業での活動は保険の対象とならないので、別の保険に加入する必要があるようであるが、必ず加入する必要はあるのか？

(答)

もし、怪我をしたりしたときのために、サポーター事業に対応した保険に加入していただくようお願い致します。

(問) 今まで定期的にボランティアを受け入れて来たが、その方がサポーターの対象者であって、サポーターの登録を行っていない場合は、サポーターの登録を勧めても構わないか？

(答)

構いません。

(問) 現在、ボランティア活動を受け入れている事業所が、受入機関の指定申請を中津市にしていない。中津市から事業所へ、受入機関の指定を受けるようお願いすることは出来ないのか？

(答)

一部を除く事業所等に対し、サポーター事業説明会（希望制のため、説明会不参加の事業所あり）を実施しましたが、受入機関の指定を受ける・受けないという判断は、最終的にはそれぞれの事業所等の判断となりますので、中津市から指定を受けるようお願いをすることは出来ますが、強制することは出来ません。